# 介護手当

(在宅ねたきり高齢者等介護手当)

# を 支給します

令和7年度分 申請期限 令和8年3月31日(必着)

制度の概要は次のとおりです。 くわしくは下記の問い合わせ先へ おたずねください。

# ◆問い合わせ先

倉敷社会福祉事務所 健康長寿課 TEL:426-3315

# 障がい福祉課 TEL:426-3305

児島社会福祉事務所 TEL:473-1119

玉島社会福祉事務所 TEL:522-8118

" 真備保健福祉課 TEL:698-5113

# 倉 敷 市

# 制度の概要

◆「介護手当及び家族介護慰労金」とは

在宅において、ねたきり高齢者等を介護している方(介護者)に対して支給される 手当です。ただし、介護手当と家族介護慰労金を重複しての受給はできません。

#### 1 介護手当

#### ◆支給対象者(介護者)及び支給要件

介護手当は、次に掲げる要件のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 市内に6箇月以上住所を有していること。
- (2) ねたきり高齢者等を介護した期間が、年度内(4月~翌年3月)において、 6箇月以上であること。ただし、前年度分の介護手当の支給を受けていない場合に限り、前年度の介護期間を通算することができます。
- ※ ねたきり高齢者等が、医療機関・社会福祉施設(施設入所支援・共同生活援助(グループホーム))・介護保険施設等へ入院(入所)中の期間は、介護期間から除くこと。
- ※ ねたきり高齢者等を複数で介護している場合は、主たる介護者であること。
- ※ 介護を業としていないこと。

#### ◆「ねたきり高齢者等」とは

市内に6箇月以上住所を有し、日常生活を営むうえで、常時、他の者の介護を必要とする状態が6箇月以上続いている

- (1) 65歳以上のねたきり高齢者(別表1参照)
- (2) 65歳以上の認知症高齢者(別表2参照)
- (3) 20歳以上の重度の障がいを有する者
  - ① 身体障がい者手帳 1・2級 (別表1参照)
  - ② 療育手帳 A (別表3参照)
  - ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1級(別表4参照)

のうち、別表1~4に掲げる認定基準に該当する者をいいます。

#### ◆支給額

年額 4万円(年1回支給)

#### 2 家族介護慰労金

#### ◆支給対象者(介護者)及び支給要件

家族介護慰労金は、次に掲げる要件のすべてに該当する方に支給されます。

- (1) 市内に6箇月以上住所を有していること。
- (2) 重度の要介護状態にある者が、申請日前1年間で3箇月以上の入院、入所をしていないこと
- ※ 重度の要介護状態にある者を複数で介護している場合は、主たる介護者であること。
- ※ 介護を業としていないこと。

#### ◆「重度の要介護状態にある者」とは

市内に6箇月以上住所を有し、次に掲げる要件のすべてに該当する方です。

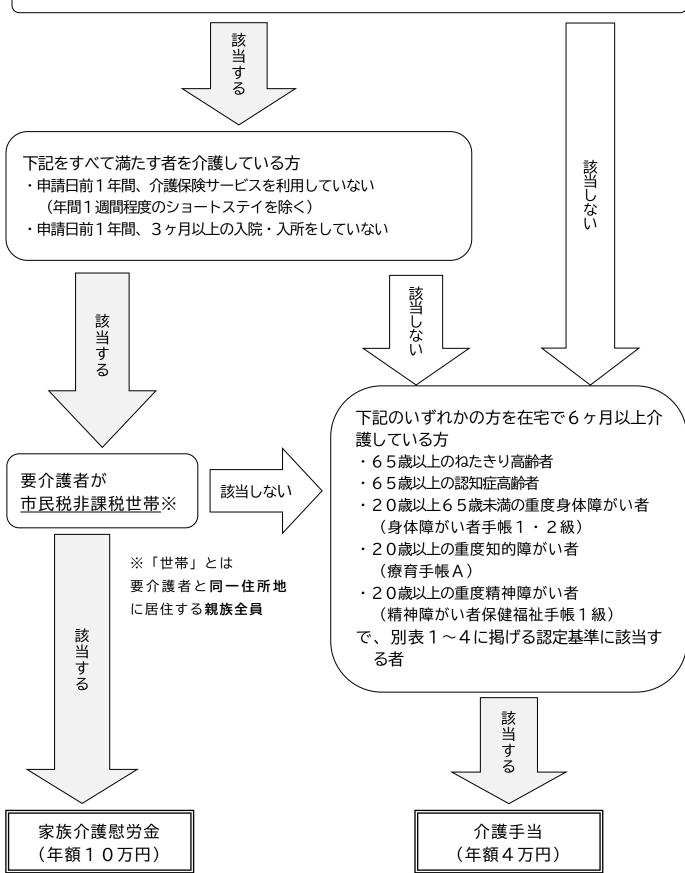
- (1) 要介護者認定の4または5に該当する期間が1年以上あること
- (2) 申請日前1年間で<u>介護保険のサービス</u>\*を利用していないこと (年間1週間程度のショートステイの利用を除く)
- (3) 市民税の非課税世帯であること
- ※ 介護保険サービスとは、デイサービスや福祉用具の貸与等、あらゆる介護保険サービスを指します。

#### ◆支給額

年額 10万円(年1回支給)

#### 制度概要(フロー図)





※ 家族介護慰労金と介護手当を重複しての受給<u>不可</u>。介護手当申請書をもって、各社会福祉 事務所にてどちらに該当するか判断します。(別途、家族介護慰労金申請不要)

#### ◆申請期限

#### 3月31日(必着)

年度内に支給要件に該当した場合は、早めに申請してください。 なお、3月1日から3月31日までの間に支給要件に該当した場合は、翌年度の4月 1日から4月30日までの間に限り、今年度分の申請ができます。

#### ◆申請に必要なもの

介護手当及び家族介護慰労金の申請に必要なものは、下記のとおりです。

対象者	ねたきり 高 齢 者	認 知 症高 齢 者	重度身体 障がい者 (身体障がい者手 帳1・2級)	重度知的 障がい者 (療育手帳A)	重度精神 障がい者 (精神障がい者福 祉手帳1級)
書類等	(65歳以上)	(65歳以上)	(20歳以上~65歳未満)	(20歳以上)	(20歳以上)
支給申請書	0	0	0	0	0
対象者状況調査表 (民生委員用)	0	0	0		
医師の診断書	0	0	0		0

- ※ 「支給申請書」は、チェック表も含みます。
- ※ 特別障がい者手当受給中の方は、「対象者状況調査表」、「医師の診断書」は必要ありません。

#### ◆家族介護慰労金について

家族介護慰労金については、各社会福祉事務所で支給対象者となるかを、在宅ねたき り高齢者等介護手当の申請書で判定させていただきます。<u>(家族介護慰労金のための申</u> 請を別途していただく必要はありません。)

家族介護慰労金に該当すると思われる方につきましても、まずは「ねたきり高齢者」「認知症高齢者」「重度身体障がい者」「重度知的障がい者」「重度精神障がい者」のいずれかで申請してください。

#### 在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準

#### ねたきり高齢者・重度身体障がい者

項目	1 自分で可	2 一部介助	3 全介助
歩 行	□時間がかかっても、杖や 車イスなどを使って自分 で歩行(移動)させてい る	□手や肩をかして歩かせて いる	□できるだけ手をかしてで も歩かすよう努めている が、歩行は不可能 □車イスに乗せて移動させ ている
排泄	□自分で昼夜とも便所でさ せている □昼は便所で、夜は簡易便 器を使って自分でさせて いる	□昼夜とも手や肩をかして 簡易便器でさせている	□できるだけ簡易便器でさせるよう努めているが、おもらしがあるので、やむを得ず常時おむつを使っている □寝どこを離れることができないので、やむを得ず常時おむつとがで
食 事	□寝どこやベッドを離れ自 分で食事をさせている	□寝どこやベッドを離れさ せ、または座らせて介助 して食事をさせている	□自分では食事ができない ので、寝どこやベッドに ついたままで食べさせて いる
入浴	□時間がかかっても自分で 入浴をさせている	□自分で入浴させている が、洗うときや浴槽の出 入りのときに介助してい る	□自分ではできないので全 て介助して入浴させてい る □身体をきれいに拭いてい る
着脱衣	<ul><li>□時間がかかっても自分で 着脱させている</li></ul>	□手をかして着脱をさせて いる	□自分ではできないので全 て介助して着脱している

#### (認定基準)

「全介助」が1項目かつ、「全介助」または「一部介助」が2項目以上であること。ただし、「歩行」は必ず「一部介助」又は「全介助」でなければならない。

#### 在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準

## 認知症高齢者

#### (1) 症状

項目	軽度	中度	重度
記憶障がい	□物忘れ、置き忘れが目立 つ	□最近の出来事がわからな い	□自分の名前が分からない □いま言ったことやしたこ とも忘れる
失 見 当	□異なった環境におかれる と一時的にどこにいるの かわからなくなる	□時々自分の部屋がどこに あるのかわからない	□自分の部屋がわからない □家族が誰かわからない

#### (2) 問題行動

	=		
項目	軽度	中度	重度
攻撃的 行 為	□攻撃的な言動を吐く	□乱暴なふるまいを行う	□他人に暴力をふるう
自傷	□自分の衣服を裂く、破 く	□自分の身体を傷つける	□自殺を図る
火の扱い	□火の不始末をすること がある	□火の不始末が時々ある	□火を常にもてあそぶ
排 徊	<ul><li>□時々部屋内でうろうろする</li></ul>	□家中をあてもなく歩き まわる	□屋外をあてもなく歩き まわる
不穏興奮	□ときに興奮し、騒ぎた てる	□しばしば興奮し、騒ぎ たてる	□いつも興奮し、騒ぎた てる
不潔行為	□排泄時に衣服などを汚す	□場所をかまわず排便や小 便をする	□大便などをもてあそぶ
失 禁	□誘導すれば自分でトイ レに行く	□時々おもらしする	口常におもらしする

#### (認定基準)

認知症の症状が「記憶障がい」、「失見当」の何れかに該当し、かつ、問題行動に「中度」以上が1項目以上あること。

#### 在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準

## 重度知的障がい者

<b>三区州内岸///11</b>	1	T	1
介護状況 (評点)	自立	一部介助	全介助
行動及び 活動の種類	0 点	1 点	2 点
食 事	<ul><li>□一人で外食できる</li><li>□食卓の大皿から適量</li><li>を取って食べることができる</li></ul>	口箸を使ってどうにか こぼさずに食べるこ とができる	□スプーンを使えば食 べることができる □箸を使ってこぼしな がらでも食べること ができる □自分ではできない
洗面	□自分でできる □必要に応じて一人で する	□歯をみがくことがで きる	□手は洗える □顔は洗える □自分ではできない
排泄	□便器やその周辺をきれいに使える □外出時、知らない所でも便所を探して用を足すことができる □生理の後始末が完全にできる(女子)	□排便が一人でできる (後始末まできちん とする) □生理の後始末を指示 すればできる(女 子)	□時間を決めて便所に 連れて行けば、小便 をする □大小便を予告する □排尿を一人でする □排便の後始末が不十 分ながらできない □自分ではできない
衣服の 着 脱	□寒暖に応じて服装が 調節できる □場所に応じた服装を することができる	□ボタンがかけられる □ファスナーを噛み合 わせて引きあげるこ とができる □ふだん着る服の前後 裏表を間違わずに着 ることができる	□セーターなどの簡単 な服なら脱げる □セーターなどの簡単 な服なら着られる □自分ではできない
入浴	□銭湯に一人で行ける □洗髪できる □背中が洗える	□体の手の届く所は洗 える	□手や顔なら洗える □自分ではできない
危険	□刃物・火の危険がわ かる □戸外での危険(交通 事故)から身を守る ことができる	□刃物・火の危険が少 しはわかる □戸外での危険(交通 事故)から不十分な がら身を守ることが できる	□刃物・火の危険がわからない □戸外での危険(交通事故)から身を守ることができない
会 話	□家族と日常会話がで きる □家族以外の者と日常 会話ができる	□家族と簡単な会話ができる □家族以外の者と簡単な会話ができる	□家族に通じない □家族以外の者には通 じない

#### (認定基準)

「動作及び行動の種類」の各項目に該当する点を加算したものが、「7点」以上あること。

在宅ねたきり高齢者等介護手当に関する認定基準(重度精神障がい者用)

#### 重度精神障がい者

介護状況 (評点) 行動及び	自立	一部介助	全介助
活動の種類	0 点	1 点	2 点
適切な食事摂取	□介助、見守り等なしに 自分で食事が摂れてい る。	□食事を摂るように促す など、声かけ・見守り が必要。	□自分では全く摂取して いない。
身辺の清潔保持	□はみがき・洗顔・整 髪・つめ切り等を自分 で行える。	□常時の見守りや確認、 強い促しが必要。	□強い助言や指導をして も行わない。
金銭管理と買物	□自分の所持金(通帳や 小銭)の支出入の管理 や買い物を自分で行え る。	□金銭の管理や商品の選 定に助言や指導が必 要。	口金銭の管理ができな い。
通院と服薬	□定期的に通院し、薬を 飲む時間や飲む量を理 解し、自分で服用でき る。	□通院や薬を飲む量の指 示や確認が必要。	□通院や薬を飲む時間や 飲む量を理解していな い。
他人との意思伝 達・対人関係	□だれにでも意思の伝達 ができる。	□特定の人に対してであ れば、意思の伝達がで きる。	□意思の伝達ができな い。
身辺の安全保持 ・危機対応	□刃物・火の危険がわか り、戸外での危険(交 通事故)から身を守る ことができる。	□刃物・火の危険が少し はわかり、戸外での危 険(交通事故)から不 十分ながら身を守るこ とができる。	□刃物・火の危険がわか らず、戸外での危険 (交通事故)から身を 守ることもできない。
社会的手続や 公共施設の利用	□社会的手続きや公共施 設の利用が1人ででき る。	□社会的手続きや公共施 設の利用が声かけや部 分的な介助があればで きる。	口社会的手続きや公共施 設の利用が1人ではで きない。
趣味・娯楽への 関心 文化的社会的活動 への参加	□自分で意思決定ができ、行事等への参加ができる。	□声かけ等があれば、行 事等への参加ができ る。	□他者と交流することを 拒み、行事等へ参加で きない。

#### (認定基準)

「行動及び活動の種類」の各項目に該当する点を加算したものが、「10点」以上あること。

# 申請の手順

#### 1 申請書等の入手

申請書等は、各社会福祉事務所にあります。<u>(申請書は介護手当と家族介護慰労金兼用)</u>

	ねたきり高齢者・重度身体障がい者用
由建争	認知症高齢者用
申請書	重度知的障がい者用
	重度精神障がい者用
添付書類	対象者状況調査表、医師の診断書

#### 2 申請書の記入

申請書のすべての項目について記入してください。

#### 3 民生委員の状況調査表(民生委員用)

申請書の記入が済みましたら、地区担当民生委員に「介護の状況」、「介護の期間」など申請内容を説明し、状況調査表(民生委員用)に記入してもらってください。

※ 「特別障がい者手当受給者」、「重度知的障がい者」及び「重度精神障がい者」の 方は必要ありません。

#### 4 医師の診断書

所定の診断書・封筒及び請求書を医療機関に持参し、診断書の作成をお願いしてください。

※ 倉敷市連合医師会加入の医療機関であることを確認の上、診断の前にお渡しください。

(倉敷市連合医師会加入以外の医療機関の場合は、診断書料は自己負担となります。)

※ 「特別障がい者手当受給者」及び「重度知的障がい者」の方は必要ありません。

#### 5 申請

#### ◆申請受付場所

倉敷・水島・児島・玉島(含む真備保健福祉課)各社会福祉事務所

#### ◆提出するもの

- ① 支給申請書
- ② 対象者状況調査表(民生委員用)
- ③ 医師の診断書

(詳細は、当パンフレットのP4をご覧ください)